

《岩手県知事・県議会議員選挙投票所・投票区域一覧表》

町	投票区	投票所	投票所の住所	投票区の区域
盛	第1	大船渡市民交流館・カメラホール	内ノ目4-2	吉野町、上木町、木町、本町、愛宕町、八幡町、みどり町団地
	第2	大船渡市総合福祉センター	下館下14-1	桜場、旭町、田茂山一区、田茂山二区、御山下、盛中央団地、下館下団地
大船渡	第3	地ノ森いこいの家	地ノ森43-2	富沢一区、富沢二区、地ノ森一区、地ノ森二区、雇用住宅、赤沢団地、赤沢、県立病院合同公舎
	第4	大船渡保育園	台24-11	上山、中央通、台町、南町
	第5	大船渡地区公民館	明神前10-14	明土、屋敷、明神前、田中、川原、須崎、明神前団地
	第6	大船渡小学校(体育館)	笹崎67	北笹崎、南笹崎、浜町、永沢
	第7	下船渡公民館	下船渡26-1	平一区、平二区、宮ノ前、下船渡、平三区
	第8	熊野神社社務所	神坂24-10	船河原、峰岸、細浦、神坂、中野
	第9	ふるさとセンター	平林81	小細浦、平、小田、梅神、小河原、門之浜、平林住宅、平南団地
末崎	第10	基石地区コミュニティセンター	中森22	中井、西館、基石、三十刈、山根
	第11	沢田公民館	石橋前1-9	中井一区、中井二区、沢田、佐野
赤崎	第12	赤崎地区公民館	山口15-25	宿、後ノ入、大洞、生形、山口、大立、永浜、森っこ
	第13	蛸ノ浦漁村厚生施設	鳥沢219-5	清水、合足、蛸ノ浦
	第14	長崎担い手センター	外口86-2	長崎、外口
	第15	大野公民館	大野40-2	大野
猪川	第16	猪川地区公民館	下権現堂8-11	上久名畑、下久名畑、新道、下権現堂、前田
	第17	下富岡公民館	長洞107-5	下富岡、上富岡、長洞住宅
	第18	しんしん館(長谷堂公民館)	長谷堂127-4	長谷堂、長谷堂団地、上中井、下中井
立根	第19	立根生活改善センター	関谷69-8	上手、平田、和村、川原、田谷、町場、大畑野
	第20	菅生公民館	堀之内18-8	久保、菅生、下欠
日頃市	第21	鷹生地域多目的集会センター	下鷹生85-4	甲子、鷹生
	第22	小通活性化施設	下小通63-2	平山、小通
	第23	板用多目的集会センター	中板用47-6	長安寺、板用、川内
	第24	日頃市地区公民館	関谷21-5	宿、関谷、坂本沢
	第25	大森公民館	大森6-2	大森
	第26	田代屋敷公民館	田代屋敷20-5	田代屋敷、石橋
	第27	小路公民館	小路25-3	小路
三陸町綾里	第28	大船渡市綾里地区コミュニティ施設	平館75-2	石浜、田浜、岩崎下、岩崎上、野形、宮野西、宮野東、港
	第29	野々前しおさい会館	大明神95-1	野々前
	第30	漁村センター(綾里)	白浜93-1	白浜
	第31	砂子浜生活改善センター	砂子浜43	砂子浜
三陸町越喜来	第32	小石浜公民館	館ヶ森27-2	小石浜
	第33	甫嶺地域防災コミュニティセンター	甫嶺74-1	甫嶺東、甫嶺西、上甫嶺
	第34	崎浜公民館	仲崎浜185-7	崎浜西、崎浜東
	第35	三陸支所	所通26-1	泊、浦浜南、浦浜西の一部(字小出の一部を除く)、浦浜仲、浦浜東
三陸町吉浜	第36	遊・YOU・亭夏虫	小出59-1	浦浜西の一部(字小出の一部)
	第37	吉浜地区拠点センター	上野93-1	大野、中通、下通、上通、後山、扇洞
	第38	増館会館	増館14-4	増館
	第39	根白会館	根白119	根白西、根白東
	第40	千歳公民館	千歳170-2	千歳

※第12投票所は、前回の参議院議員選挙から、高台に整備された赤崎地区公民館となりました。(4)

10月から幼児教育・保育の無償化が始まります

▽申請先／問い合わせ先Ⅱ子ども課保育係(☎内線192)

子ども・子育て支援法の改正により、本年10月1日から幼児教育・保育の無償化が始まります。

幼稚園や保育所、認定こども園などを利用する3〜5歳の子どもと、0〜2歳の住民税非課税世帯の子どもの、施設などの利用料が無償となります。

無償化の対象となるためには、市から認定を受ける必要があります。利用する施設やサービスにより、事前に手続きが必要な場合があります。

申請書類などは、市役所本庁子ども課で配布するほか、市のホームページからダウンロードできます。

※現在、認可保育所、認定こども園に入所している子どもは、「教育・保育給付認定」を受けているため、新たな手続きは必要ありません。



▽対象となる子どもおよび施設・サービスⅡ下表のとおり

※対象施設・サービスは、市から無償化のための「確認」を受けている施設・サービスに限り、

※通園送迎費、行事費、延長保育料など、実費で徴収する費用は無償化の対象とはなりませんので、引き続き保護者の皆さんが負担する必要があります。

▽無償化の期間Ⅱ満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間

※幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳児から無償化されます。

■必要な認定について

▽教育・保育給付認定
保育所や認定こども園に入所するために、行っている認定。

10月以降も内容に変更はなく、現在入所している場合は、新たな手続きは必要ありません。

▽施設等利用給付認定
無償化により新たにできた認定。

無償化の対象となるためには事前に手続きが必要です。2号・3号認定を受けるためには、「保育を必要とする事由」に該当しなければなりません。

■保育を必要とする事由

就労、妊娠・出産、病気の障がい、同居親族などの看護・介護、就学、求職活動、災害復旧など

無償化の対象となる子どもおよび施設・サービス

対象施設・サービス	3〜5歳児	住民税非課税世帯の0〜2歳児	手続き
認可保育所、認定こども園(2・3号認定)	無償	無償	不要
新制度移行済みの幼稚園、認定こども園(1号認定)	無償		不要
新制度未移行の幼稚園	月額25,700円まで無償		必要
保育の必要性の認定を受けた子どもの幼稚園、認定こども園の預かり保育	月額11,300円まで無償 ※住民税非課税世帯の満3歳児は月額16,300円まで無償		必要
保育所などを利用しておらず、保育の必要性の認定を受けた子どもの認可外保育施設、一時預かり事業、病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業	月額37,000円まで無償	月額42,000円まで無償	必要
児童発達支援	無償		不要